

島根県立少年自然の家 ボランティアクラブ規約

(名称)

第1条 この会は、島根県立少年自然の家（以下「当所」という）ボランティアクラブ「イモームズ」（以下「クラブ」という）という。

(目的)

第2条 次の各号に掲げるものを本クラブの目的とする。

- 1 ボランティア活動により、よりよい体験を参加者に提供すること。
- 2 参加者のためにできることを考えたり、活動したりすることで、ボランティア自身の成長の機会にすること。
- 3 当所により多くの人々が主体的に関わることで、当所の応援者を増やすこと。

(設置主体・運営)

第3条 本クラブの設置・運営主体は、島根県立少年自然の家とする。

(登録対象者)

第4条 ボランティアとして登録する個人又は団体は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- 1 第2条に掲げた目的に賛同する者。
- 2 中学生以上満22歳以下または大学生であること。
- 3 ボランティアとして活動する意欲のある者。
- 4 本所長の認める者。

(登録の有効期限)

第5条 登録の有効期限は、各個人の満22歳の年度または大学卒業の年度の末までとする。

(登録者の個人情報の取扱)

第6条 本クラブの運営のために登録者名簿を作成し、個人情報を利用する。

(登録の変更、取り消し)

第7条 登録者は、登録した事項に変更が生じた場合又は登録の取り消しを希望する場合は、当所へ速やかに報告するものとする。

(登録者への情報提供)

第8条 本クラブは、次の各号に掲げる情報を、登録者に対して適宜提供する。ただし中高生は、本人だけでなく保護者も情報を受け取ることとする。

- 1 各主催事業のボランティア募集情報
- 2 その他登録者に共有するにふさわしいと当所職員が判断した情報

(守秘義務)

第9条 登録者は、ボランティア活動中に知り得た個人に関する情報は、他言及び他の目的に使用してはならない。

(活動の内容)

第 10 条 所長が定めた当所主催事業に関する補助業務。

(経費の負担、報酬について)

第 11 条 当所のボランティア活動は無償とする。

(傷害保険)

第 12 条 登録者の中で、実際にボランティア参加が決定した者は、すでに加入している者を除き、活動中の怪我や第三者に怪我等の損害を与えた場合に備えて、ボランティア保険に加入する。これに必要な費用は、当所が負担する。

(附則)

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。